

シェアラ
エステティックサービス契約書
(約款・規約集)

本書面を読み、担当スタッフより説明を受け理解しました。

日付： 年 月 日

名前： _____

この度のご契約は以下の規約集 A 項から F 項に該当いたします。

本書面及び契約明細書をよくお読みください。また、本書面は大切に保管してください。

初回ご契約にて商品のみをご購入されたお客様へ

- A. 契約書面の交付を受けた日から起算して8日間は書面により無条件に商品の売買契約を解除（クーリングオフ）することができます。また、クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領し、この内容の説明を受けた日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。但し、消耗品（化粧品、健康食品、石鹸、浴用剤）については使用し、又はその全部もしくは一部を消費したとき（弊社社員がお客様に当該商品を使用させ、消費させた場合は除く）はその限りではないこととします。また、商品の引渡しがいずれにされているときは、その返還又は引き取りに関する費用は弊社の負担となります。
- B. Aによる申込みの撤回又は契約の解除は、お客様が申込みを撤回する旨、又は契約を解除する旨を記載した書面を、弊社宛に発信した時に、その効力が発生するものとします。なお、お客様は信販を利用する契約の場合は、直ちに信販会社にも別途書面により通知するものとします。

クーリングオフ（契約解除）の文例↓

令和〇年〇月〇日貴社との間で締結した商品売買契約を解除します。

なお、私が貴社に支払った代金の〇〇〇円を、下記銀行口座に振り込んでください。また、私が、保管している商品を引き取って下さい。

〇〇銀行〇〇支店、普通預金口座〇〇〇〇号、口座名義人 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日 契約者 住所 〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 印

住所 〇〇〇〇 〇〇会社 代表者 〇〇〇〇 殿

- C. Aによる契約解除については、入会金は不要としお客様より受領した前払金を速やかに弊社よりお客様に返還するものとします。
- なお、前払金を返還する際の費用は弊社の負担となります。

- D. 購入された補整下着につきましては、未使用のものにかぎり購入日より1年以内は交換、返品を受け付けます。また、購入日より1年以内であれば使用済み補整下着類は下記の算式により計算される精算金をお支払いいただければ精算ができます。

〔精算金算式〕

精算金＝購入価格×40%＋（購入価格×60%×（使用期間月数（1ヶ月未満の日数は1ヶ月に繰り上げ）÷12））

- E. A項からD項は、お客様にとって弊社との間の初回の売買契約にのみ適用されるものです。

この度のご契約は以下の契約書約款第1条から第16条に該当いたします。

本書面及び契約明細書をよくお読みください。また、本書面は大切に保管してください。

第1条 (株) テルズ&クイーンにおけるエステティックサービスとは、美顔、痩身等の各コース (商品は含まず) を指します。実際にご契約されたエステティックサービスの詳細は契約書の内訳をご覧ください。また、本契約書の内訳や信販会社の立替払い契約等では役務・特定継続的役務もしくは指定役務などと表現されています。

第2条 お客様 (以下「甲」といいます。) は本契約書記載の内容を承諾の上、本日 (株) テルズ&クイーン (以下「乙」といいます。) に対し、エステティックサービスの申込みを行い、乙は甲の申込みを承諾しました。

2 甲が未成年の場合は、親権者に同席頂き、契約の同意を得るものとします。親権者の同席が難しい場合は、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とします。(本契約書に親権者の同意書を添付していただきます。)

第3条 乙は、甲に対し、乙の定めるエステティックサービスの中から甲が選択するサービスを、契約書記載の対価・回数・施術時間より行うものとします。

2 乙が、甲にエステティックサービスの提供のために必要なものとして販売する商品を「関連商品」とします。その販売を行う場合は、関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

3 前項の場合を除き、乙が甲に対して販売する商品を「推奨品」とします。

4 乙は甲に対するエステティックサービスの提供の記録を作成し、その記録を常備するものとします。

第4条 甲は、乙に対して入会金 33,000 円 (消費税込み) を支払うことにより「シェア会員」としての特典が受けられます。但し、甲が既に入会金を支払い会員となっていた場合にはこの限りではありません。(学生の方は、入会金(学割) 16,500 円 (消費税込み) が適用されます。学生割引対象者は、別に定める「概要書面」によるものとします。)

2 入会金を支払い会員となった方への特典については、別に定める「概要書面」によるものとします。

3 中途解約による入会金の精算は、別に定める「概要書面」によるものとします。

第5条 甲は、乙からエステティックサービスを受けるに当たって、支払いの方法として、前払金の現金一括払い又は乙と提携する信販会社の立替払いの中から甲の希望する方法を選択できるものとします。

2 甲が信販会社の立替払いを利用する場合は、甲及び信販会社間の立替払い契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。

第6条 この契約の有効期間は、契約日より契約書に記載されている「契約の有効期限」満了までとします。有効期限を経過した場合、本契約に定めるお客様の権利は無効となります。但し、甲乙の合意により有効期間を最長6ヶ月延長することができます。甲が期間の延長を希望する場合は、有効期限の10日前までに、乙に申し出なければなりません。

第7条 乙は、エステティックサービスを行うに際し、事前に、甲に対し、同人が皮膚疾患等により治療中であるか、アレルギー体質であるか、薬を服用しているか、敏感肌性であるかその他エステティックサービスを受ける障害となる事由があるか否かを、随取し、確認するものとします。

2 エステティックサービスの期間中に、甲が体調を崩したり、サービス部位に異常を生じた場合には、甲は直ちに、乙に対し、その旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちにエステティックサービスを中止します。また、その原因が乙に起因する疑いがある場合には、一旦は乙の負担で、甲に医師の診療を受けていただく等の適切な処置を図ることにします。

3 前項の場合において、医師の診療後にその原因が乙に起因しないことが明らかになったときには、乙より甲へ診療代金の精算を求めるものとします。

第8条 甲は、本契約書を定める事項を記載した契約書面の交付を受けた日から起算して8日間は書面により無条件に、役務提供契約及びこの契約に際して締結された関連商品の売買契約を解除 (クーリングオフ) することができます。また、特定継続的役務の提供を受ける者が、クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領し、この内容の説明を受けた日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。但し、関連商品で消耗品 (化粧品、健康食品、石鹸、浴用剤) については使用し、又はその全部もしくは一部を消費したとき (乙が甲に当該商品を使用させ、消費させた場合は除く) はその限りではないこととします。また、関連商品の引渡しが無効にされているときは、その返還又は引き取りに関する費用は乙の負担となります。

2 甲乙間の推奨品に関する初回の売買契約に関しても、前条の関連商品と同様の取り扱いをするものとします。

第9条 前条による申込みの撤回又は契約の解除は、甲が申込みを撤回する旨、又は契約を解除する旨を記載した書面を、乙宛に発信した時に、その効力が発生するものとします。なお、甲は信販を利用する契約の場合は、直ちに信販会社にも別途書面により通知するものとします。クーリングオフ (契約解除) の文例↓

令和〇年〇月〇日貴社との間で締結した〇〇〇〇の役務契約について、約款第8条及び第9条の規定に基づき解除します。
なお、私が貴社に支払った代金の〇〇〇〇円を、下記銀行口座に振込んでください。また、私が、保管している商品を引き取って下さい。
〇〇銀行〇〇支店、普通預金口座〇〇〇〇号、口座名義人 〇〇〇〇
令和〇年〇月〇日 契約者 住所 〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 印

第10条 第8条による契約解除については、解約損料・入会金及び利用したエステティックサービスの対価は不要とし、乙は、甲から受領した前払金を速やかに甲に返還するものとします。なお、前払金を返還する際の費用は乙の負担となります。

- 第11条 第8条に定める期間を経過した場合にも、役務提供の開始の前後を問わず、乙に申し出ることにより契約を解除することができます。役務提供開始後の解約の場合、甲は、乙に対し、契約残高（契約に係るエステティックサービスの対価の総額から既に提供されたエステティックサービスの対価に相当する額を引いたもの）の1.0%の解約損料を支払うものとし、役務提供開始前の解約の場合には、契約締結及び履行のための費用として、エステティックサービスの対価の総額の1.0%の解約損料を支払うものとし、但し、いずれの場合も解約損料は2万円を超えることができないものとし、
- 2 甲による関連商品の中途解約がなされた場合において、甲が乙に関連商品を返還しない場合には販売価格と同額を甲から乙にお支払いいただきます。甲が乙に関連商品を返還された場合には、当該関連商品の通常の使用料に相当する額を甲から乙にお支払いいただきます。
- 3 前項において、中途解約された関連商品が使用済みの補墜下着類であった場合、「通常の使用料に相当する額」は下記の算式により計算される金額とします。

$$\text{購入価格} \times 40\% + (\text{購入価格} \times 60\% \times (\text{使用期間月数} (1\text{ヶ月未満の日数は1ヶ月に繰り上げ}) \div \text{エステティックサービスの契約期間月数}))$$
- 4 甲乙間の推奨品に関する初回の売買契約に関しても、第8条ないし第10条を準用し、関連商品と同様の取り扱いをするものとし、
- 5 契約期間を経過した契約に関してのエステティックサービス及び関連商品、推奨品の解約は認められません。
- 第12条 甲が前条により契約を解除した場合、乙は、既に受領している前払金のうち、下記算式によって計算される精算金を、契約解除の日から1ヶ月以内に甲の指定する金融機関に振込んで返還するものとし、但し、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。
〔精算金算式〕

$$\text{精算金} = \text{支払総額} - (\text{1回分相当の料金} \times \text{利用回数})$$
 - 解約損料（第11条第1項又は第2項に定めるもの）
 - 関連商品の使用料相当額（第11条第3項及び第4項に定めるもの）
- 2 エステティックサービスを提供する場所の変更等、乙の都合によって甲がサービスを受けることが著しく困難になったことにより、甲が契約の解除をした場合には、乙は、甲に対し、精算金の計算にあたり、解約損料を控除しないものとし、また入会金の精算金は控除しないものとし、
- 3 甲は、乙が信販会社の請求により精算上必要な範囲において甲の利用回数を信販会社に通知することを承諾するものとし、
- 第13条 甲の自己都合により、当日無断でご来店されなかった場合は、乙に対して予定していた施術料金全額をキャンセル料として支払うものとし、
- 第14条 抗弁権の接続は信販およびクレジットカードにてお支払いの場合に適用されます。（詳しくは、信販会社等の契約書をご覧ください）
- 第15条 乙による前受金の保全措置はございません。
- 第16条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関しての紛争が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決するものとし、
- 2 本契約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとし、